

現在、ホームヘルプサービス、デイサービスを利用している方は、これまでどおりのサービスを利用できます

「総合事業」に変わっても、これまで介護事業所から提供されていたホームヘルプサービスやデイサービスが無くなるわけではなく、「現行相当サービス」として継続されます。

現在、これらのサービスを利用している方で、使い慣れたサービスの継続を希望する場合は、引き続き利用することができます。

基準緩和サービス(サービスA)や住民主体サービス(サービスB)、短期集中予防サービス(サービスC)を利用するにはどうすればいいの？

➔ 担当地域包括支援センターまたはケアマネジャーにご相談を

これらは、「総合事業」の開始に伴って新しくできるサービスで、要支援認定を受けている方のほか、「基本チェックリスト」で要支援相当と判定された方も利用できます。

各サービスは、以下のような特徴がありますが、いずれも、より自立した生活をめざすサービスです。

基本チェックリストとは

運動・口腔機能、物忘れなど25項目の質問に答えいただき、お体などの状態を簡易に判定するツール。要介護(支援)認定と違い、その場で判定できるため、手続きが簡単になります。

実施窓口は、担当地域包括支援センター、担当地区在宅介護支援センター、介護・高齢福祉課。

| | 基準緩和サービス (サービスA) | 住民主体サービス (サービスB) | 短期集中予防サービス (サービスC) |
|----|--|--|--|
| 内容 | <p>〈訪問型〉 身体介護が不要など専門的支援が必要ない方の家事援助</p> <p>〈通所型〉 自宅で入浴可能など専門的支援が必要ない方が交流し介護予防などに取り組む場</p> | <p>〈訪問型〉 住民ボランティアの支え合いによる家事援助</p> <p>〈通所型〉 住民ボランティアの支えあいにより地域の仲間と交流や介護予防などに取り組む通いの場</p> | <p>理学療法士などリハビリテーション専門職の指導のもと、生活機能向上のための訓練を行うサービス</p> <p>訪問・通所を組み合わせ、おおむね3カ月間集中的に実施</p> |
| 利点 | <ul style="list-style-type: none"> ・現行相当サービスより費用が安価 ・公的な団体によるサービス提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・現行相当サービスより費用が安価 ・他のサービスではできない電球交換、草取りなど柔軟できめ細かなサービスが可能 ・地域のつながりが継続できる | <ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーション専門職が自宅訪問して家庭での生活機能向上も含めて助言 |

サービスA・B・C、現行相当サービスのいずれを利用するかは、お体の状態などに合わせて選ぶことが必要です。また、サービスA・B・Cは、今後、徐々に整備する予定で、まだ設置されていない地区もあります。まずは、担当の地域包括支援センターまたはケアマネジャーにご相談ください。